平成２５年（フ）第３４号
愛媛県西予市三瓶町朝立１番耕地310番地２
破産者　株式会社オオタニ
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第５５１号
熊本市南区南高江６丁目３番24号
破産者　株式会社匠石
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５７号
福岡市南区柏原６丁目62番５―902号
破産者　サンエイプロス株式会社
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０１号
福岡市城南区堤１丁目10番23号
破産者　有限会社産直工房の匠
１　決定年月日　平成26年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５７号
札幌市白石区本通16丁目北４番３号
破産者　札新ハム株式会社
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８７号
栃木県栃木市梓町字吉原456番地35
破産者　株式会社栄晃
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８８号
栃木県栃木市富士見町４番30号
破産者　大島　充順
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６８号
栃木県那須塩原市鹿野崎175番地４
破産者　株式会社ウエイク
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８０号
栃木県那須塩原市弥生町１番29号、開始決定時の住所栃木県那須塩原市大黒町３番33号
破産者　薄井　誠司
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８２号
栃木県日光市板橋2230番地３
破産者　下村　智英
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７６号
栃木県下野市町田424番地
破産者　海老原　孝
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４４号
栃木県鹿沼市御成橋町１丁目2394番地
破産者　有限会社大和産業
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０５号
埼玉県越谷市南越谷１丁目16番地６
破産者　有限会社辺見商会
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
埼玉県越谷市弥栄町１丁目105番地240
破産者　株式会社ＳＵＣＣＥＳＳ
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
新潟県長岡市新組町2132番地28
破産者　有限会社プロデュースホールディングス
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
静岡県沼津市戸田2014番地の１
破産者　有限会社監物組
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
岡山県倉敷市児島味野１丁目11番12号
破産者　岩崎　正徳
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９３号
岡山市北区平野591番地３
破産者　株式会社日本自然療法療術会
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８５号
広島県廿日市市上の浜１丁目９番23号
破産者　株式会社サンマリン
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３２号
広島市西区楠木町１丁目15番５号
破産者　山陽建築・資材株式会社
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２６号
福岡市博多区吉塚５丁目16番８号
破産者　有限会社ヨーコー産業
１　決定年月日　平成26年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９２号
金沢市長田２丁目26番６号
破産者　株式会社イオス
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４０号
岐阜県可児市矢戸1401番地10、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市牧野2429番地３
破産者　三宅　　稔
１　決定年月日　平成26年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所